

学校現場の負担軽減に向けた協力依頼  
(児童生徒等を対象とする、コンクールやイベント等を実施する団体等の皆様へ)

日頃より文部科学行政に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

文部科学省では、平成31年1月中央教育審議会において取りまとめられた答申<sup>※1</sup>を踏まえ、児童・生徒等が応募・参加するコンクール・イベント等（以下「作品コンクール等」という。）にかかる学校現場の負担軽減のため、その周知について、学校を経由しない方法を検討いただくことや、作品提出等の方法について、学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としないこと等についての御協力をお願いしてきたところです。

令和4年度の調査結果によると、依然として時間外在校等時間の長い教師が存在していることや、令和5年度には精神疾患による病気休職者が過去最多を更新していることなど、教師の勤務実態は依然として厳しいものとなっており、令和7年6月には、全国の教育委員会において学校における働き方改革を一層加速化させるための法改正<sup>※2</sup>がされました。

作品コンクール等を通じ、児童生徒等が自らの作品を発表する機会があること自体は、児童生徒等の豊かな学びに資するものと考えられますが、教師が教師でなければできない業務に専念できる環境を整えるため、業務の精選等の徹底が求められる状況に鑑み、作品の応募に当たって学校の教職員にかかる作業負担についても、可能な限り軽減していくことが必要です。

このため、文部科学省では、下記の通り、令和9年1月13日以後に名義使用の許可を申請される行事等について後援名義許可の取扱いを変更することとしました。

学校における働き方改革は、学校教育に関わる全ての関係者が自分事と捉え、社会全体で学校・教師を支えていくことが重要です。児童生徒等を対象とする、コンクールやイベント等を実施する団体等の皆様におかれでは、この趣旨について御理解いただき、引き続き学校の負担軽減に御協力いただくようお願いします。

記

1 改正内容

- 当省ホームページ掲載の「文部科学省後援名義等の使用許可申請について」の「1後援名義等の対象となる行事等」として、「児童生徒等の作品を募集するものにあっては、学校を介さずに応募することが可能であること」を追加する。

2 留意いただきたい事項

- 令和9年1月13日以降の使用許可申請にあたっては、上記の要件を満たしていることが確認できる資料（様式任意）の提出が必要です。
- 令和9年1月13日よりも前に行われた申請については、従前の取り扱いに拘り審査を行うこととなります。この場合も、学校現場の負担軽減の観点から、児童生徒等の個人単位での応募も可能とするなど、可能な限り、学校による応募作品の取りまとめ又は審査の実施がなくても応募が可能となるよう配慮いただくとともに、広報の方法や作品等の提出方法の状況が分かる資料の提出に御協力をお願いします<sup>※3</sup>。
- 学校への子供・家庭向け周知等の依頼は厳に精選いただき、可能な限り学校を経由しない方法（公共施設等での配布、インターネットや広報誌への掲載など）を活用いただくことを御検討ください。学校を通じて周知を依頼せざるを得ない場合も、学校への依頼方法は教育委員会等の判断に、周知方法は各学校の判断にそれぞれ委ねていただくなど御配慮をお願いします。なお、配布物については、学校において校務DXが推進されていることを踏まえ、ペーパーレス化（ウェブサイトへの誘導、PDF等の電子媒体の提供など）への対応も御協力をお願いします。

※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日中央教育審議会答申）

※2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

※3 [学校現場の負担軽減について：文部科学省](#)

